

動物保護団体と言論の自由

——アメリカにおける動物保護運動と合衆国憲法修正1条——

青木 洋英*

要 旨

アメリカにおいて動物法学は、動物保護団体らの担う動物の権利運動によって発展してきた。動物保護団体の活動は合衆国憲法修正1条の言論の自由条項のもとで、一定の保護を受けるとみてよいが、一方で施設の破壊等を伴うような過激な活動が無制約に許されないこともまた自明である。本稿では、動物保護団体の言論の自由の限界を考察するため、動物保護団体の活動と修正1条のかかわる裁判例を検討する。具体的には、動物保護団体らの直接行動を規制する連邦法の合憲性が問われた事例（Ⅱ）、農業への批判的言及を規制する農作物信用毀損法のもとでの損害賠償が問題となった事例（Ⅲ）、動物保護団体の潜入調査を規制する「Ag-Gag Law」の合憲性が問われた事例（Ⅳ）を検討する。Ⅴではアメリカにおける動物保護団体の活動の限界やその理論的な位置付け、こうした議論がもつ日本法への示唆について若干の考察を行う。

目 次

- I はじめに
- II 直接行動（direct action）と修正1条——動物関連業に対するテロ行為禁止法
- III 動物実験や農業に対する批判（criticism）と修正1条——農作物信用毀損法
- IV 潜入調査（undercover investigation）と修正1条——Ag-Gag Law
- V おわりに

I はじめに

近年、アメリカでは動物法（animal law）という新たな法領域が確立されつつある。動物法は、環境法や野生動物法が動物種や生態系、生物多様

性を研究対象とするのとは異なり¹⁾、主に個体としての動物がもつ利益に着目しながら、コンパニオンアニマルや展示動物、実験動物、畜産動物の福祉あるいは権利に関する法理論を横断的に研究対象とする。

アメリカにおける動物法領域の成立の背景には、アメリカ国内での動物保護団体らによる継続的な法改革のためのアプローチが存在している²⁾。動物保護団体による社会運動は「動物の権利運動」（animal rights movement）³⁾を筆頭にアメリカ社会のなかで定着してきており、アメリカのロースクールで使われる動物法のテキスト⁴⁾やケースブック⁵⁾に記載されている事例にも、こうした動物保護団体のかかわる事例が多く収録されている。動物法領域の発展と動物保護団体らの活動のあいだには密接な関連性があると言ってよいだろう。

動物保護運動は日の目をみるのが少ないともいわれるが⁶⁾、連邦法である動物福祉法（Animal

* あおき ひろよし 法学研究科公法専攻博士課程後期課程

2018年10月5日 推薦査読審査終了

第1推薦査読者 橋本 基弘

第2推薦査読者 畑尻 剛

Welfare Act)⁷⁾の成立はその数少ない成果と言えよう。動物福祉法は、当初、盗まれたペットが実験動物として取引されていることを報じた記事がLIFE誌に掲載されたのをきっかけに、1966年に実験動物福祉法(Laboratory Animal Welfare Act)として制定された。その目的はペットのオーナーを保護するために動物実験施設が不正な業者と取引することを禁止するところに主眼を置くものだったが、1970年改正では名称が「動物福祉法」へと改められ、その保障範囲が大幅に広げられた。動物福祉法はその後も改正を重ね、動物実験施設、ペット販売業者、動物園等の展示施設らが守るべき動物の倫理的な取扱い方の一般的基準を定める連邦法へと発展していく。

しかしながら、現行の動物福祉法が採用する「動物」の定義によると、マウス、ラット、鳥類は「動物」に含まれないようになっており、こうした動物種は実験で使用される動物の個体数の9割以上を占めると言われる⁸⁾。またこの他に、実験目的以外で使役される馬や畜産動物も動物福祉法上の「動物」の定義から排除される⁹⁾。これらの点には多くの動物保護団体からの批判がある¹⁰⁾が、現在もなお維持されたまま、改正される動きはない。

そしてむしろ、アメリカにおける動物の権利運動を担う動物保護団体の主たる関心は、こうした実験動物と畜産動物の保護や解放にあるとも言われる¹¹⁾。その活動内容は団体ごとに多岐にわたっており、パンフレットの配布やデモ行進、ヴィーガニズム(絶対的肉食主義)の実践といった平和的な活動もあれば、一部には実験施設に侵入したうえで設備を破壊し、収用されている動物を逃がすような過激な活動も行われている。平和的なものも過激なものも、動物保護団体らの行う実験動物や畜産動物の保護を訴える活動に対しては、動物実験を行う企業や畜産農業のかかわる業界団体等が特に危機感を抱き、動物保護団体の損害賠償責任を問う訴訟の提起や、政府への立法対応を求めるロビー活動等を行っている。

例えば、過激な動物保護活動——違法行為を伴う活動はよく運動内で「直接行動(direct action)」と呼ばれる——をめぐっては、動物関連業に対するテロ行為禁止法(Animal Enterprise Terrorism Act)が連邦法として制定されている。さらに州レベルでは農業への批判的な言説から生じた損害賠償を求めやすくするために既存の名誉毀損法理や信用毀損法をオーバーライドしようとする農作物信用毀損法(Agricultural Disparagement Act)や、畜産農家に対してジャーナリストらが行う潜入調査(undercover investigation)を犯罪化するAg-Gag Lawと呼ばれる州法が一部で制定されるに至っている。

アメリカにおける動物保護団体の活動は、これが動物福祉法の文言へと繋がったことをみても、合衆国憲法修正1条が定める言論の自由条項のもとで、一定の保護を受けるとみてよい。しかし他方で、施設の破壊等を伴うような過激な活動が無制約に許されないこともまた自明である。

そこで以下本稿では、動物保護団体の言論の自由の限界を考察するため、動物保護団体の活動を規制する制定法が修正1条のもとで問題とされた裁判例を検討する。IIではまず、主に動物保護団体らの直接行動を規制する「動物関連業に対するテロ行為禁止法」とその合憲性が問われた事例を検討する。IIIでは、現実の悪意の法理をはじめとした憲法的名誉毀損法理が動物の倫理的な取扱いをめぐる事例のなかでどのように適用されてきたかを簡単に確認してから、「農作物信用毀損法」の検討を行う。IVでは、動物保護団体らの潜入調査を規制する「Ag-Gag Law」の合憲性が問われた事例を検討する。Vでは最後に、ここまでの検討を踏まえつつ、アメリカにおける動物保護団体の活動の限界やその理論的な位置付け、これらの議論がもつ日本法への示唆について、若干の考察を行う。

II 直接行動 (direct action) と修正 1 条 ——動物関連業に対するテロ行為禁止法

動物福祉法1985年改正は、実験動物の取扱いに関する一般的基準の引き上げを行ったが¹²⁾、これをきっかけに動物保護団体らと動物実験を行う企業等とのあいだの対立はさらに深まってしまった。1992年には、動物保護団体らによる直接行動の増加を受け、連邦議会は動物関連業保護法 (Animal Enterprise Protection Act)¹³⁾を成立させる。

動物関連業保護法は、州際通商または海外通商にかかる要素をもち、故意に動物関連業 (animal enterprise) に物理的混乱 (physical disruption) を招く行為またはその共謀を犯罪としていた。「動物関連業」には広く、商業的・学術的目的で動物を利用する産業や事業等が含まれる¹⁴⁾。違反者には1年以下の禁固あるいは混乱から生じた損害の賠償またはその両方が科せられるが、個人に深刻な傷害を負わせた場合には10年以下の禁固、死を引き起こした場合には終身刑を適用しようとされた。2002年の改正では、刑罰規定が概して厳罰化の方向で変更され、動物関連業の被った損害額が1万ドル未満である場合には6か月以下の禁固、1万ドル以上である場合には3年以下の禁固、深刻な傷害を負わせた場合には20年以下の禁固が科せられるとされた¹⁵⁾。

2006年になると動物関連業保護法は、動物関連業に対するテロ行為禁止法 (Animal Enterprise Terrorism Act)¹⁶⁾へと改正された。動物関連業に対するテロ行為禁止法は、国家が9.11以降のテロとの戦いの熱に浮かされているさなか、それほど大きく報道されることもなく制定されたと言われる¹⁷⁾。動物関連業保護法から「動物関連業」の定義を引き継ぎつつも、新たな犯罪類型を定め、被害の程度に応じて刑罰を細分化・厳罰化している。

動物関連業に対するテロ行為禁止法のもとでは、州際通商または海外通商にかかる要素をもち、動物関連業の運営に損害を与えるか干渉しようとす

る目的で、(1) 故意に動物関連業によって使用される財産 (または動物関連業とかかわりをもつ個人ないし企業によって使用される財産) に損害を引き起こす行為、(2) 器物損壊、不法侵入、扇動等の手段を用いて、故意に個人を自らやその家族等に死や深刻な傷害をもたらされるかもしれないという恐怖のなかに置く行為、または(3)その共謀、未遂が犯罪とされる¹⁸⁾。

同法は犯罪によって生じた経済的損害の金額に応じて刑罰が重くなる構造をとっており、損害額が1万ドル未満の場合は1年以下、1万ドル以上10万ドル未満の場合は5年以下、10万ドル以上100万ドル未満の場合は10年以下、100万ドル以上の場合は20年以下の禁固、あるいは罰金、またはその両方が科せられる。

動物関連業保護法から動物関連業に対するテロ行為禁止法への変化のなかで重要なのは、①「物理的混乱 (physical disruption)」という文言が「損害を与えるか干渉すること (damaging or interfering)」という文言に置き換わった点、②「動物関連業」の定義こそ変わらないものの、構成要件のなかでその取引先や家族の保護を図るようになった点、③器物損壊等を通じて相手を畏怖させるという新たな犯罪類型が追加された点、④未遂犯の処罰規定が追加された点であろう。

動物関連業保護法 (AEPA) と動物関連業に対するテロ行為禁止法 (AETA) には、かねてより動物保護団体らに近い立場から、修正1条に違反しているのではないかという疑義が呈されてきた¹⁹⁾。以下では、動物関連業保護法と動物関連業に対するテロ行為禁止法の合憲性が争われた2つの裁判例を修正1条に関する争点に絞って検討する。

1. 動物関連業保護法の合憲性——United States v. Fullmer, 584 F.3d 132 (3rd Cir. 2009)

(1) 事 実

Huntingdon Life Science 社は、医薬品や食品の

開発を行うための動物実験を行う企業である。1990年代後半、本社所在地の英国において、実験施設の内部が隠し撮りのうえ公開された。実験者による過酷な動物虐待の様子が映っていたことから、英国ではHuntingdon Life Science社に対する反対運動が立ち上がり、Stop Huntingdon Animal Cruelty (以下、SHAC-UK) という団体が結成された。SHAC-UKの目的はHuntingdon Life Science社の研究所の閉鎖である。SHAC-UKは、Huntingdon Life Science社の役員の名前や住所をニュースレターで周知させる等の活動を行い、それによって2001年には、同社役員らがマスクの男に襲われ、肋骨損傷等の怪我をさせられるという事件が起こった。

さらにSHAC-UKは役員のみならず、ターゲットを株主にまで拡大した。英国では、株主は住所と氏名を公開しなければならないとされていたため、Huntingdon Life Science社は株主を守るために、アメリカのニュージャージー州に支社を設立した。SHAC-UKもそれに伴い、アメリカで団体を立ち上げた。本件被告人は、このニュージャージー州のSHACとその幹部ないしウェブサイト運営者らである(以下、SHACら)。

SHACらは主にウェブサイトを通じて抗議活動を企画しており、そのサイトには「直接行動」をサポートするコンテンツが含まれている。サイト上では、たびたび活動の「成果」として適法な抗議活動の様子が紹介されたが、それ以外に「窓を破壊してビーグル犬を14匹解放した」といった違法な抗議活動の様子も称賛と共に掲載された。しかし、こうした記事はすべて匿名者によって寄稿されたものとされ、SHACらと直接行動のあいだの直接の結びつきは一応のところ否定されていた。

その他、ウェブサイト上では、電子的的市民的不服従(electronic civil disobedience)——ファックスの大量送信やターゲットの電話番号、メールアドレス、ウェブサイト到大勢が集中的にアクセスする行為——のサポートも行われていた。そこでは電子的的市民的不服従に参加するためのソフトウ

ェアが紹介されるとともに、実行日時の指定もなされた。

ウェブサイト上にはこうした活動に必要なHuntingdon Life Science社の幹部及び同社と取引関係にある企業の情報も掲載され、こうした企業に勤める個人もまたターゲットとされる場合があった。個人がターゲットとなった際には、本人の氏名や住所のみならず、その家族の個人情報も掲載された。SHACらのウェブサイト上で情報が公開された個人は、脅しの電話や投石、煙玉、悪臭弾、不快なビラの貼り付けや窓の破壊等の被害に遭い、そのほぼ全員が引越しとHuntingdon Life Science社との関係の清算を余儀なくされた。

SHACらは、①動物関連業保護法に違反する行為を共謀した罪²⁰⁾、②各州間の通商にかかるストーカー行為の共謀の罪²¹⁾、③脅迫や嫌がらせのためのデータ通信機器使用の共謀の罪²²⁾で起訴され、原審のニュージャージー州連邦地方裁判所では有罪となった。被告人らは動物関連業保護法が文面上あるいはその適用において違憲であると主張し、第3巡回区控訴審裁判所に上訴した。

(2) 判 旨

第3巡回区控訴審裁判所のFuentes裁判官は、動物関連業保護法の合憲性を確認したうえ、原審判断を維持した。

① 曖昧性ゆえ無効の法理 (Void for Vagueness)

「被告人らは、動物関連業保護法が禁止される行為を正確に定義できていないため、適正手続条項並びに修正1条に反すると主張している。なかでも特に「経済的損失(economic damage)」と「物理的混乱(physical disruption)」という文言が正確に定義されていないと主張する」²³⁾。……「ある制定法が曖昧性ゆえに無効となるのは、(1)当該制定法の禁止する行為が何であるかを通常人が合理的に理解できない場合、あるいは(2)恣意的かつ差別的な法執行を認容ないし助長している場合である」²⁴⁾²⁵⁾。……「我々は、動物関連業保護法が曖昧性ゆえに無効であるという被告人らの主

張に同意できない。第一に、「物理的混乱」という文言は十分理解可能であり、常識的な定義である。被告人らは「物理的混乱」という文言が適法な抗議活動（例えば関係者に手紙を送るキャンペーン等）を禁止するものと解釈できる——なぜならこれもまたターゲットとしている事業に経済的損失を与え、物理的混乱を引き起こす行為と解釈しうるから——と主張している。しかしながら、当該制定法には適法な抗議活動を禁止される行為から除外する例外規定が設けられている²⁶⁾。

Fuentes 裁判官はさらに、被告人らがデバイスの情報を暗号化させて訴追のリスクを減らそうとしていたことから、自らの行為が違法であると認識できていたことがわかるのであり、SHAC が曖昧性ゆえ無効の法理を主張することはできないと述べた²⁷⁾。

② 適用上違憲 (As-Applied)

「被告人らは、自身らの行動は政治的言論を構成するのであって、SHAC のウェブサイトは暴力を扇動するものでもなければ、正真正銘の脅迫 (true threat) を構成するものでもない」と主張している。…… [他方で] 政府は、被告人らの有罪の根拠となった行為は修正 1 条によって保護されるものではなく……「直接行動」からなる違法な活動としては、電子的市民的不服従……、嫌がらせや脅し、脅迫の助長を目的とした Huntingdon Life Science 社ないし関係各社の従業員の個人情報提供、動物の「解放 (liberation)」の助長といったものが挙げられる」としている²⁸⁾。……「SHAC のウェブサイト上の投稿が今日の社会にとっての政治的、道徳的、倫理的に重要な問題——つまり、動物の人道的な取扱い——に関する発言だということは、すべての当事者の同意するところである。したがってここでの争点は、まさしく修正 1 条の範疇に属している。それは「思想の自由市場」に貢献し、他者に一定のアクションを採るよう教育したり訴えかけたりしているからである。さらに、問題となっている言論は、多くの人々が攻撃的だとか不

快だとか感じるものであって、まさにこの種の言論こそが修正 1 条の保護を必要としている²⁹⁾。しかしながら、挑発的な政治的言論は修正 1 条と対立する場合がある。……Brandenburg v. Ohio³⁰⁾において最高裁判所が判示したところによれば、修正 1 条は「暴力使用や法律違反の唱道を〔政府が〕規制することを認めていないが、こうした唱道が切迫した違法行為を扇動ないし生み出すことに向けられており、かつそのような行為が扇動ないし生み出されそうである場合はその例外となる」³¹⁾。……しかしながら、切迫しておらず、また発生する可能性が高くもない暴力の唱道が保護されながらも、「正真正銘の脅迫」を構成する言論は保護されない³²⁾。……「正真正銘の脅迫」を構成するかどうかを決するうえで、裁判所はその言葉尻だけを捕まえるのではなく、状況を総合的に考慮すべきであり、その脅迫が「仮定的なもの (conditional)」であるかどうか、聞き手がどう反応したかを考慮すべきである³³⁾³⁴⁾。……「我々は、本件ウェブサイト上の言論のほとんどが Brandenburg の基準に抵触しないことを強調しておきたい。……既に起こった違法行為に関する情報をただ掲載することは、将来の切迫した違法行為を扇動しない。さらに「テロ戦略トップ20」の公表も、これが違法行為を列挙したものであろうと、SHAC がこうした戦略を直ちに実施しようと計画していたとは考えられない以上は保護される。しかしながら、我々は電子的市民的不服従をコーディネートしたり、Huntingdon Life Science 社ないしその取引先企業の従業員の個人情報を広めたりするコンテンツがより大きな問題を孕むと考える。……電子的市民的不服従は、SHAC 自身がウェブサイト上で認めるとおり、違法である。SHAC のウェブサイトがバーチャル空間での座り込みを行うのに必要なツールへのリンクを含んでいる場合、こうしたコンテンツは明らかに切迫し、かつ発生する可能性の高い違法行為の扇動を意図している」³⁵⁾。……「さらにその他の行為は「正真正銘の脅迫」を構成す

る……。特に、被告人は過去の事件を将来のターゲットを恐怖に陥れるために用いていた」³⁶⁾。ここで Fuentes 裁判官は、被告人らが過去に英国で SHAC-UK の起こした事件の写真を用いてターゲットを畏怖させたことを考慮すると、本件で問題となった個人をターゲットとした活動では「正真正銘の脅迫」が構成されると述べている³⁷⁾。

したがって、動物関連業保護法は曖昧性ゆえに無効とは言えず、本件被告人らに適用するうえで保護された言論が侵害されているとも言えない。

2. 動物関連業に対するテロ行為禁止法の合憲性

— United States v. Johnson, 875 F.3d 360
(7th Cir. 2017)

(1) 事 実

2013年、本件被告人である Johnson と Lang はカリフォルニア州ロサンゼルスからイリノイ州モリスにあるミンク牧場を訪ねてきた。ミンク牧場では毛皮用のミンクを繁殖、飼育、販売していたが、被告人らはミンク牧場で、約2000匹のミンクをケージから解放した。また、ミンクを逃がすために牧場の周囲を囲うフェンスを一部取り去り、牧場が毛皮業者にミンクを販売するのに必要な繁殖記録を破棄した。そのうえで、二台の乗り物に腐食剤を注いだうえ、納屋に「解放は愛 (Liberation is Love)」とスプレーで落書きを残して立ち去った。これらの器物損壊行為によって、ミンク牧場には12万ドルから20万ドルの損害が生じた。続いて Johnson と Lang は、イリノイ州ロアノークで毛皮用のキツネを繁殖、飼育しているキツネ牧場に移動し、同様の損害を生じさせることを計画していた。しかし、被告人らはキツネ牧場に到着する前に地元警察によって逮捕され、イリノイ州地方裁判所のもと強盗用ツール所持の罪で起訴され、有罪となった。

2014年、Johnson と Lang は動物関連業に対するテロ禁止法違反の罪³⁸⁾で起訴された。これに対して被告人らは、動物関連業に対するテロ禁止法が

(1) 過度の広汎性ゆえの無効であり、かつ (2) 曖昧性ゆえの無効であると主張し³⁹⁾、motion to dismiss を提起した。イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、動物関連業に対するテロ禁止法が過度の広汎性ゆえに無効とはいえず、また曖昧性ゆえに無効でもないとして、motion to dismiss を退けた。

(2) 判 旨

第7巡回区控訴審裁判所の Williams 裁判官は、動物関連業に対するテロ禁止法の合憲性を確認したうえで、原審判断を維持した。

① 過度の広汎性ゆえの無効の法理

「……被告人らは「動物関連業によって使用される、あらゆる不動産ないし動産（ここには動物や記録も含まれる）」に故意に損害を生じさせることを禁止する §48 (a) (2) (A) を問題視する。被告人らの争うところによれば、「あらゆる不動産ないし動産 (any real or personal property)」には無形財産 (intangible property) が含まれるのであり、それゆえに動物関連業の利益や信用にマイナスの影響を与えようという目的で、州際通商にかかる移動や施設利用を行うすべての動物活動家は、動物関連業に対するテロ禁止法に違反することになってしまう」⁴⁰⁾。「ある制定法が文面上過度に広範であり違憲だと主張する被告人は、その主張が確たる根拠をもつという重い証明責任を負うのであって、こうした主張は、当該制定法が実質的に広範である場合に限って——例えば、当該制定法が適用されるケースのほとんどが違憲であるような場合に——成功する⁴¹⁾」⁴²⁾。……「動物関連業に対する無形の経済的損害を引き起こすだけで動物関連業に対するテロ禁止法違反が成立するという被告人らの主張は、当該制定法の構造を検討した場合に大きく掘り崩される。[たしかに] 当該制定法の「犯罪 (offense)」の箇所 (§48 (a)) に「経済的損害 (economic damage)」への言及は一切ない。ここでは単に「動物関連業によって使用される不動産ないし動産」に損害を与えることが禁止されて

いるだけである。しかしながら、§48 (b)に含まれる「刑罰 (penalty)」の箇所には「経済的損害」の文言が含まれている。「刑罰」の箇所では被告人が生じさせた「経済的損害」の多寡に応じて罰金額と刑期が定められている⁴³⁾。……したがって「動物関連業の有形財産になんら損害を生じさせず、無形の経済的損害だけを生じさせる行為は、当該法の違反にとって十分なものではない」⁴⁴⁾。……さらに「動物関連業に対するテロ禁止法のもとで、通常は経済的損害額の増加が刑罰の加重を帰結するが、「経済的損害」の定義に関する§43 (d)(3)(B)が明らかにするところによれば、動物関連業に関する情報の開示によって生じた（例えば、適法なボイコット活動から生じるような）経済的損害を理由として、被告の刑罰を加重することはできないとされる。被告人の権利擁護活動によって生じる適法なボイコットを理由に刑罰が加重できないとすれば、それは被告人の権利擁護活動によって生じるボイコットないしその他の無形の経済的損害によって、「犯罪」の規定に違反し得ないことを意味する⁴⁵⁾。また、§43 (e) (1)は「この法律は、合衆国憲法修正1条によって法的禁止から保護されているあらゆる表現行為（平和的なピケ張りやその他の平和的なデモを含む）を禁止するものと解釈してはならない」と規定しており、「こうした解釈規定は、連邦議会が適法な抗議活動を通じて動物関連業に対し純粋に無形の経済的損失を引き起こす行為を犯罪にしようとしていなかったことを裏付けている」⁴⁶⁾。

② 曖昧性ゆえに無効の法理

「曖昧性に関する主張が成り立つのは、当該法律が文言上、(1) 個人にどういった行為が犯罪であるかを明確に通知するのに失敗している場合か、あるいは(2) 恣意的ないし差別的な執行を招く場合のどちらかまたは両方である」⁴⁷⁾。被告人はこの(2)について争う⁴⁸⁾。被告人は、§43 (d) (1) (A)のもとでの「動物関連業 (animal enterprise)」の定義によれば、「当該制定法は食料品店、レストラ

ン、レザーをはじめとした動物由来の製品を扱う洋服店に対する財産犯すべてをカバーしているが、同法のもとで起訴されてきたのは動物の権利にかかる活動家だけだ」と主張している⁴⁹⁾。

しかし前提問題として、「近年、我々が判示したところによれば、被告人の曖昧性にかかる主張が修正1条に関する利益と無関係であり、被告人らの行為が問題とされている制定法によって明白に違法とされている場合、制定法に恣意的な執行を招くほどの曖昧さがあると主張する被告人は、文面審査を求めることができず、自らに対する起訴が恣意的な執行の結果生じているということを証明しなければならない⁵⁰⁾。……本件においても、被告人の行為は明らかに動物関連業に対するテロ禁止法のもとで禁止されており、その曖昧性にかかる主張は修正1条のもとでの利益と無関係であるから、被告人らは当該制定法が曖昧性ゆえに無効というために、自らに対する起訴が恣意的な執行によって生じたことを証明しなければならない⁵¹⁾。「2000匹近くのミンクを逃がすという被告人の行為……がまさに動物関連業に対するテロ行為禁止法によって禁じられている行為の核心部分であることに疑問はな」く、被告人らによる曖昧性ゆえに無効の法理の主張は認められない⁵²⁾。

これが認められたとしても、「我々は動物関連業に対するテロ行為禁止法が、アドホックかつ主観的な逮捕や起訴にかかる権限を法執行機関に過度に委譲するものだと考えていない⁵³⁾。……「当該法のもとで頻繁に訴追されるのが動物の権利にかかる活動家であるというのが事実であったとしても、このことは当該法が曖昧であることを意味しないし、差別的なやり方で執行されていることも意味しない。むしろこれが意味するのは、動物の権利にかかる活動家がよく当該法に違反する行為を行うということにすぎない⁵⁴⁾」⁵⁵⁾。

本判決は以上のように述べて、過度の広汎性ゆえに無効の法理と曖昧性ゆえに無効の法理のどちらの成立も認めなかった。

3. 考 察

Fullmer 判決と Johnson 判決は事実関係こそ異なるものの、違法な抗議活動と適法な抗議活動の境界が争点となっている点で共通している。

まず Fullmer 判決では、曖昧性ゆえに無効の法理に関する検討のなかで「物理的混乱 (physical disruption)」という文言の定義が問題とされた。被告人らは、この文言が修正 1 条の保護を受ける「適法な抗議活動」を巻き込んで解釈される可能性を指摘したが、Fuentes 裁判官は、動物関連業保護法 §43 (d) (2)⁵⁶⁾が「物理的混乱」を限定的に解釈するよう規定していることを重視し、同法における「物理的混乱」が適法な抗議活動を含む形で解釈されるおそれはないと判示した。ここでの「物理的混乱」という文言は、「動物関連業保護法」が「動物関連業に対するテロ行為禁止法」へと改正される際に「damaging or interfering」に置き換えられ、削除された。しかしながら、類似の争点は Johnson 判決で再提出されている。すなわち、Johnson 判決の被告人らは過度に広範性ゆえに無効を主張するなかで、「あらゆる不動産ないし動産 (any real or personal property)」という文言が「無形財産 (intangible property)」を含むように解釈されうるとし、動物関連業に対するテロ禁止法のもとで、修正 1 条によって保護される適法な抗議活動が訴追される可能性を示したのである。William 裁判官は文言の体系的解釈と、同法で新たに追加された解釈規定 (Rule of construction)⁵⁷⁾に言及してこの解釈可能性を退けた。動物関連業に対するテロ行為禁止法 §43 (e) (1)は「この法律は、合衆国憲法修正 1 条によって法的禁止から保護されているあらゆる表現行為 (平和的なピケ張りやその他の平和的なデモを含む) を禁止するものと解釈してはならない」と規定し、これに続く (2)は「この法律は、合衆国憲法修正 1 条の言論の自由条項によって保護された活動への干渉からの新たな法的救済手段を創設するものと解釈してはならず、こうした干渉からのあらゆる既存の法

的救済手段を制限するものと解釈してはならない」と規定している。一部の学者は、こうした例外規定や解釈規定が適法な抗議行為への萎縮効果を取り除くのに十分でないことを指摘している⁵⁸⁾。

Johnson 判決において被告人らの従事したような「直接行動」が「違法な抗議行動」であるのは明らかである。しかし、これを規制する制定法の文面を審査する場面で、萎縮効果が及びかねないとされている「適法な抗議行動」がいかなる活動を指しているかは、必ずしも明らかではない。動物関連業保護法が「適法な」物理的混乱を物理的混乱に含まないと規定していたことや、動物関連業に対するテロ行為禁止法が適法な抗議行動の例に挙げるピケ張りやデモに「平和的な」という形容詞をつけていることは、定義の循環を示唆するともいえよう。こうした規定を批判する学者は、「適法な抗議活動」の中身として、両判決が例示する平和的なピケ張りやデモ行進、リーフレットの配布以外に、公益通報やジャーナリストらによる潜入調査を含めるべきだと議論している⁵⁹⁾。この点、Johnson 判決は被告人側の示した「無形財産への損害のみを生じさせる抗議行動が処罰されるのであれば、修正 1 条のもとで保護される適法な抗議活動が萎縮することになる」という判断枠組を、それ自体としては認めたくて文面審査を行っている。したがってここでは、ある抗議活動が有形の損害を発生させているかどうか、当該活動が適法であるか違法であるか、つまり言論が修正 1 条によって保護されるか否かのメルクマールとして機能している。

また、Fullmer 判決では、被告人らがウェブサイト上で行った違法行為の扇動表現が修正 1 条によって保護されるかどうかを検討する文脈で、「動物の人道的な取扱い」に関する言論を「今日の社会にとって政治的、道徳的、倫理的に重要な問題」として位置付けた。こうした判示は、動物保護団体の活動が原則として修正 1 条の保護を受けることを明確にするものであり、注目に値する。

Fullmer 判決においては、動物の人道的な取扱いに関する言論をいわゆる公的関心事に属するものと捉える姿勢は Brandenburg 基準の慎重な適用に結びついている。他方で、同判決がこうした慎重な姿勢を翻すかのように、「正真正銘の脅迫」の成立を広く認める点には批判の声もあがっている⁶⁰⁾。

Ⅲ 動物実験や農業に対する批判 (criticism) と修正 1 条——農作物信用毀損法

動物関連業に対するテロ行為禁止法は、動物保護団体による違法な抗議活動を、新たに連邦法上の犯罪とし、重く処罰しようとするものであった。しかしもちろん、動物保護団体の活動に批判的な立場が採りうる戦略は、ロビー活動によって新たな刑事制裁を求めるアプローチに限られない。むしろより素直なアプローチは、動物実験を行う企業や畜産農家が動物保護団体に対して不法行為に基づく損害賠償請求を行うことだろう。

民事の不法行為訴訟においても、Johnson 判決で問題となったような直接行動から生じる損害の賠償が認められるのは疑いない。しかし、動物保護団体らが企業や畜産農家に不都合な情報を公表し、それによって評判が損ねられて経済的損害が生じる場合はどうだろうか。また、こうした情報の公開によって生じる一定のプライバシー侵害等はどのように評価されるべきだろうか。

1. 動物保護団体の活動と憲法的名誉毀損法理
一般的に、修正 1 条が保障する言論の自由と個人の名誉・プライバシー権のあいだの調整をめぐっては、New York Times Co. v. Sullivan⁶¹⁾に端をなす一定の議論の蓄積がある⁶²⁾。周知のとおり、Sullivan 判決はいわゆる「現実の悪意の法理」を示し、一定の類型に属する名誉毀損訴訟の原告に厳しい証明責任を課した。当初この法理は、原告が公職者である場合にのみ適用され、当該名誉毀損表現が被告によって「虚偽だと知りながらなされたか、あるいは虚偽であるかどうかを一顧だに

せずなされた」ことを原告が証明できない限り、損害賠償が認められないとされた⁶³⁾。

その後、現実の悪意の法理の射程は原告が公職者である場合だけでなく、「公的人物」(重大な社会的役割を担う人物)である場合にも及ぶとして拡大され⁶⁴⁾、1971年にはさらに、原告が公的人物ではなく私人であっても、問題になっている言明の内容が公的関心事に属していれば、現実の悪意の法理が適用されると考えられるに至った⁶⁵⁾。とはいえ、こうした適用範囲の拡大傾向には Gertz v. Robert Welch Inc.⁶⁶⁾で歯止めがかけられ、現在では、現実の悪意の法理は原告が私人(公職者及び公的人物)である場合にのみ適用されると考えられている。ただし、名誉毀損表現が公的関心事にかかる場合には、原告が私人であっても、被告に過失があったこと及び当該名誉毀損表現が虚偽であることについて原告が証明できない限り、州は損害賠償を認めてはならない⁶⁷⁾。また、こうした公的関心事に属する表現を争う私人の原告は、現実の悪意を証明しない限り、現実の損害以外の賠償(懲罰的損害賠償等)を得ることができない⁶⁸⁾。

以上のような名誉毀損をめぐる合衆国憲法上の法理(以下、憲法的名誉毀損法理とする)は、ある情報の公開や意見の表明をめぐり、プライバシー権の侵害や著しい精神的苦痛が生じたとして争われる損害賠償請求訴訟でも、基本的には適用される⁶⁹⁾。

動物保護団体の活動に損害賠償請求がなされ、そのなかで明確に憲法的名誉毀損法理が考慮された事例としては、州レベルであるものの、McGill v. Parker⁷⁰⁾がある。McGill 判決は、ニューヨーク市の街中で観光馬車を走らせることを生業としている原告が、馬の利用の廃止を呼びかける活動に従事する動物保護団体に損害賠償請求を行った事例である。原告は、被告らの行った新聞社等へのメールの送付や、一部界限でのリーフレットの配布といったロビー活動が、名誉毀損や共同謀議といった不法行為に該当すると主張した。

McGill 判決において、ニューヨーク州高等裁判所は以下のように述べ、原告の請求を却下した。曰く「……被告らは、自身らの言明が公的関心事に関するコミュニケーションであり、合衆国憲法修正 1 条のもとでの特権を享受する資格があり、またニューヨーク州法のもとで保護される意見を構成すると主張する。本件記録によれば、馬車を牽く馬の取扱いという争点が、本件で、はじめに名誉毀損的言明がなされたとされる 1989 年 1 月 4 日以前から、ニューヨーク市における公的関心事ないし公的争点となっていたことは明らかである。……原告らは、被告らが「極端な動物の権利に関する主張」を行うがゆえに公的関心事という特権的な保護を受けられないと主張するが、公的関心事か否かを決するのがコミュニケーションの主題の如何であって、これが特定の観点から表現されているか否かという点でないのは争うまでもない⁷¹⁾。……公的関心事に属する議論が「制約を受けず、力強く、批判に開かれた」⁷²⁾ものとして維持されるために、連邦最高裁はこの領域で、重要な憲法上の保障を築き上げてきた。連邦最高裁判所の判示したところによると、私人の提起した名誉毀損訴訟が公的関心事に属する言明と関連している場合、州は過失についての証明を求めることなく責任を課すことができない⁷³⁾」⁷⁴⁾。さらに「Hepps 判決⁷⁵⁾において連邦最高裁は修正 1 条の範囲について次のような「憲法上の要件」を築いた。それは、原告がメディアである被告に対して公的関心事に関する言論から生じる損害賠償額を求める場合、「原告は賠償額を得る前に、過失並びに虚偽性の証明責任を負わなくてはならない」⁷⁶⁾というものである⁷⁷⁾。

McGill 判決は、馬を所持し、観光馬車業を営む原告を「公人」にあたらないとしながらも、馬の取扱い方に関する争点が当時のニューヨーク市における公的関心事であったとして、動物保護団体に有利な結論を導いている。ここで重要なのは、原告が公人にあらずとも、動物の人道的な

取扱いが公的関心事として位置付けられれば、動物保護団体の活動は憲法的名誉毀損法理のもと、一定程度保護されるという点である。McGill 判決は、動物保護団体の活動に対する損害賠償請求訴訟でたびたび引用されるが⁷⁸⁾、動物の人道的な取扱いという争点が公的関心事として位置付けられること自体は珍しいことではない。

したがってアメリカにおいて、動物保護団体は少なくとも原告側の損害賠償請求が認容されるおそれから生じる表現の萎縮効果をあまり大きくは被らないようにも思われる⁷⁹⁾。しかしながら、以下でみるように、1990年代以降、一部農業の盛んな州では、いわゆる食の安全にまつわる報道をきっかけに消費者による大規模な買い控えが生じたことを受けて、既存の制度のもとで許される損害賠償の基準を緩和しようと、「農作物信用毀損法」と呼ばれる州法が制定されてきた。これら農作物信用毀損法は動物保護団体の活動という観点からみても主に畜産動物の処遇改善を訴える活動の障害となりうるため、以下ではその制定の経緯と裁判例を確認していく。

2. 農作物信用毀損法の成立と展開⁸⁰⁾

1989年、CBSは60 Minutesというテレビ番組のなかで「A is for Apple」という特集を放送した⁸¹⁾。この特集は自然保護団体である自然資源防衛協議会(Natural Resources Defense Council)の集めたデータに基づき、「エイラー」というリンゴに用いられる農薬の発がん性リスクについて報道したものであった。番組内では、子どもがこの農薬を塗布されたリンゴを食べる場合に特にリスクが高まる等とされ、この放送直後、国内では大規模なリンゴの買い控えが生じ、リンゴの売り上げが急落した。

こうした事態を受けて、1990年、ワシントン州にある約4700軒のリンゴ農家のうち11軒のリンゴ農家がCBS並びに自然資源防衛協議会らに対し、信用毀損(product disparagement)に基づく損害

賠償請求を行った⁸²⁾。ワシントン州東部連邦地方裁判所は、Sullivan 判決以来、名誉毀損の文脈では憲法的名誉毀損法理が適用されてきたことを確認しつつ、以下のように述べた。「その主題が重大な公的関心事に属する場合、一部の裁判所は信用毀損の文脈においても同法理を適用してきた⁸³⁾。……国民の食糧供給の場での発がん性物質の存在より重大な公的争点というものも想定し難い⁸⁴⁾。こうした判示からは信用毀損の文脈で憲法的名誉毀損法理が適用可能なことが示唆されるが、本件はこのすぐ後で「公的関心や公的人物にかかる問題を脇においても、虚偽性や故意あるいは真実への無関心の証明が必要なものは、信用毀損訴訟での一般ルールであり⁸⁵⁾、こうした最も厳格な証明の責任は、Sullivan 判決以前から、コモンローにおいて存在していた⁸⁶⁾」⁸⁷⁾と説示し、本事案で現実の悪意の法理を信用毀損に適用することを否定している。とはいえ、結論としてワシントン州東部連邦地裁は原告にコモンロー上の厳しい証明責任を課し、信用毀損の成立を認めなかった。第9巡回控訴審裁判所もこうした原審の判断を引き継いだ。

世間から大きな注目を集めていたこの事件は、皮肉にも大規模農家から構成されるロビー団体らに、信用毀損に関するコモンロー上の要件をオーバーライドする必要性を認識させてしまった。そのうちの1つである National Feed Industry Association は、ワシントン D.C. にあるローファームに、農業界の経済的利益をより適切に守ることのできるモデル法案の起草を依頼した⁸⁸⁾。このモデル法案の導入は21の州で検討され⁸⁹⁾、うち13の州で正式に州法として成立した⁹⁰⁾。こうして導入された州法は今日、一般に農作物信用毀損法 (Agricultural Disparagement Act) と呼ばれている。

13の州で導入されている農作物信用毀損法にはそれぞれ違いがあるが、どの州もその大枠において、生鮮食品経済を守るために、食料品の消費の安全性に関する信用毀損的言明ないし虚偽の情報

の流布から生じる損害額を補償する訴訟原因を設けている点で共通している⁹¹⁾。農作物信用毀損を主張できるのは、多くの州で「生産者 (producer)」に限定され、これは生鮮食品を実際に育てていないし提供している者と定義される⁹²⁾。

一方で、発言者に責任が生じる基準には大きな違いがあり、これはそれぞれの州法が「虚偽の情報 (false information)」や「信用を毀損する (disparaging)」といった語をどのように定義するかによっても変わってくる。例えば、主観的要件として高い基準を採用する州では、大衆に広まった情報の虚偽性について、発言者が現に知っていたか、知っていなければならなかったことが求められる⁹³⁾。しかし、これとは逆に、厳格責任を採用する州では、主観的要件の規定が存在せず、信用毀損の成立に発言者が情報の虚偽性について何かを知っている必要は一切ないとされる⁹⁴⁾。「虚偽」という言葉が意味することにも違いがあり、一部の州は「虚偽の情報」の定義を「信頼できる科学的事実ないしデータによる基礎づけがないこと」としている⁹⁵⁾。ただ、この規定において科学的な裏付けを欠く言明がどのように扱われるのか——虚偽であるとの推定がなされるのかどうか——は定かではない。また、こうした虚偽性をめぐる証明責任が当事者間でどのように割り振られるかについても明確な規定を置かない州が多い。

訴訟原因が認められた場合の救済手段としては (現に生じた金銭賠償のみを認めると明確に規定されるアイダホ州⁹⁶⁾を例外として) ほぼすべての州で、損害額の賠償、懲罰的損害賠償あるいは他の適切な救済手段のうちのいくつかが曖昧に規定されている。一部の州では、あらゆる生鮮食品に対してなされる「故意」あるいは「悪意ある」信用毀損的表現が認められた場合に損害額の3倍を賠償する責任を負うと明文で定めている⁹⁷⁾。

こうした農作物信用毀損法に対しては、これが憲法的名誉毀損法理に反するのではないかとの指摘がなされている⁹⁸⁾。食の安全に関する争点が公

的関心事に属するのであれば、少なくとも主観的要件が一切存在していなかったり、現実の悪意の証明がないまま現実の損害を超えた厳しい賠償を課したりする規定は違憲になると思われる。しかし、実際にこの農作物信用毀損法が用いられることは稀であり、裁判の場で合憲性判断が正面からなされたことはない。以下では、農作物信用毀損法の適用が問題となったほぼ唯一の事例、Texas Beef Group v. Winfrey⁹⁹⁾を検討する。

3. 農作物信用毀損法と憲法的名誉毀損法理 —— Texas Beef Group v. Winfrey, 201 F.3d 680 (5th Cir. 2000)

(1) 事 実

1996年初頭、英国において新型クロイツフェルトヤコブ病が発見された。これは人間の脳に影響を及ぼす命にかかわる病気であり、1996年3月、英国保健省 (British Ministry of Health) は、これがウシ海綿状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathy) に罹患しているウシを摂取することによって発症しやすくなるとの見解を発表した。ウシ海綿状脳症 (いわゆる狂牛病) は、1986年に英国で発見され、反芻類に由来するプロテイン剤を同じ反芻類に属するウシに食べさせた場合に発症しやすくなると考えられている。

上記の政府発表に端をなす英国でのパニックをみながら、テレビ番組である Oprah Winfrey Show のプロデューサーらは、知られざる危険な食品に関する特集を企画した。1996年4月11日には「危ない食べ物 (Dangerous Food)」と名付けられた特集の収録が行われ、ゲストとしては、動物科学に関する博士号をもち、国立牛畜産協会の代表を務める Dr. Weber、アメリカ農務省に勤める狂牛病の専門家の Dr. Hueston、クロイツフェルトヤコブ病治療の経験をもつ内科医 Dr. Miller、過去に畜産農家に勤めた経歴をもつ動物保護団体の活動家の Howard Lyman が呼ばれた。収録では、司会の Winfrey を中心に、英国で新たに発見された新型

クロイツフェルトヤコブ病についての話し合いがなされたが、そのなかで Lyman は、アメリカにおいて、反芻類由来の飼料を反芻類に与える慣行 (ruminant-to-ruminant feeding) は義務的に禁止されておらず、アメリカでも大規模な狂牛病が発生するおそれがあると述べた。他の専門家らはこうした懸念を否定し、反芻類由来の飼料を反芻類に与える慣行は業界における自主規制の対象となっており、集中的な検査体制も整っているため、アメリカでは狂牛病が発見されたことがないと応答した。

収録ののち、番組制作サイドは Dr. Weber と Dr. Hueston らがアメリカの牛肉の安全性について述べる「冗長な部分」を大部分カットしたうえで、1996年4月16日に、編集済み収録映像をオンエアした。特集「危ない食べ物」が放送されると、アメリカ国内での牛肉の売り上げは劇的に低下した。恐慌状態は約11週間続き、牛肉に関連する業界は大きな経済的打撃を受けた。放送から1週間後の4月23日には、牛畜産業者等からの「番組が公平性を欠いている」との批判を受け、「危ない食べ物」のフォローアップ特集が放送された。Dr. Weber が再びゲストに招かれ、アメリカで狂牛病が発見されたことはいまだかつて一度もないということが繰り返して述べられた。

なお「危ない食べ物」の放送から14か月後の1997年6月5日、アメリカ食品医薬品局 (Food and Drug Administration, FDA) は反芻類由来の飼料を反芻類に与えることを義務的に禁止する規則 (1997年8月4日施行) を公布している。

テキサスで牛畜産業を営む原告らは、4月16日の放送によって生じた牛肉市場での値崩れから損害を被ったとして、テキサス州の農作物信用毀損法違反等を主張し、Oprah Winfrey や番組製作スタッフ、狂牛病発生の危険を訴えた Lyman に損害賠償を求めた。

テキサス州北部連邦地方裁判所の Robinson 裁判官は、本件と修正1条とのかわりについて以

下のように述べた。「本件で争われているすべての訴訟原因は、合衆国憲法修正1条と憲法上の要請に関する裁判例による規律を受ける。……本件で争われている言論は公的関心事を扱っている。1996年4月16日までの時点においてアメリカの牛畜産農家で行われていた飼料に関する慣行が、アメリカ国内での狂牛病の発生と、致命的かつ治療不可能な新型クロイツフェルトヤコブ病の発生の危険を高めているかどうかに関する事実と意見の表明は、適法な公的関心事以外の何物でもありえない。アメリカ人が食べる食品の安全性以上に、すべてのアメリカ人にとって重要な関心事というのは考え難い」¹⁰⁰⁾。

さらに、テキサス州の農作物信用毀損法が求める主観的要件については「[テキサス州の農作物信用毀損法]は信用毀損の言明が虚偽だと知らなければならないことを要求して」おり、「知っているという心理状態を求める要件は、修正1条の法理において最も厳格な基準である」とする。したがって「テキサス州議会は、Sullivan 判決¹⁰¹⁾で公職者への名誉毀損のために確立された「知っているかあるいは知っているかどうかにつき一顧だにせず」という現実の悪意の法理さえ凌駕した基準を設けている」¹⁰²⁾と判示している。

Robinson 裁判官はこのようにテキサス州の農作物信用毀損法が求める主観的要件¹⁰³⁾を厳格に理解するほか、「生きた畜牛」は同法における「生鮮食品(perishable food)」¹⁰⁴⁾にあたらない等と判示として¹⁰⁵⁾、農作物信用毀損が規定する訴訟原因の成立を認めなかった。

(2) 判 旨

第5巡回区控訴審裁判所は裁判所による意見(per curium)として、原審の結論を支持し、農作物信用毀損法の適用を否定した。Jones 裁判官による結論同意意見がある。

① テキサス州における農作物信用毀損法

「農作物信用毀損法は、生産者の生鮮食品が公衆に消費されるうえで安全でないという虚偽の情報

を公衆に対して故意に広めた者に、その生鮮食品の生産者が被った損害を賠償する責任を課している¹⁰⁶⁾。……広められた情報の虚偽性について考える際に、事実認定を担当する者は「その情報が合理的で信頼に値する科学的研究、事実、データに基づいたものであったか」を決定するものだと説示される¹⁰⁷⁾。……原審では、両当事者は上訴人の所有する生きた畜牛が同法のもと保護される「生鮮食品」にあたるかどうか、あたるとして、被上訴人は生きた牛に関する虚偽の情報を故意に広めたのかが争われていた。連邦地裁は前者につき、本件において畜牛は「市場価値がなくなるほどに腐って」いなかったので当該法の守備範囲には入らないとしたが、我々はこの論点には立ち入らない。連邦地裁はこの他に、被上告人が牛肉に関する虚偽の情報を故意に広めてはいなかったと判示しており、我々はこの後者の争点について論じる」¹⁰⁸⁾¹⁰⁹⁾。

② 修正1条と事実に基づく意見の表明

「ここでの決定的な問題は、アメリカの牛肉が公衆での消費に適さないことを示すような虚偽の情報を故意に広めたのかがどうかである¹¹⁰⁾。情報が虚偽であると知っているという要件は、同法が採用できるなかでも最も高い基準である。既に採用されている最も厳格な基準をさらに飾り立てるために修正1条の保障する言論の自由条項を持ち出す必要はない。ただしこれは、事実の表明と同じように、意見の表明は意見が事実によって支えられる限りで憲法上保護されると述べる場合は別である¹¹¹⁾。Howard Lyman と Winfrey Show の制作スタッフが「狂牛病」への恐怖と「アメリカで何が起きるのか?」の場面でなされた議論を通俗劇に仕立てたことにはほとんど疑問の余地がない。聴衆の側からみておそらく非常に重要だったのは、よく喋る Lyman とそっけない態度の Dr. Weber と Dr. Hueston が対等ではなかっただけでなく、Winfrey が「もう金輪際ハンバーガーは食べられません」と叫んだことであった。……しかし、

Winfrey のこういった言明は審理の対象になりうるものでなく、そのように主張されてもいない。代わりに、Lyman による 2 つの虚偽の言明と、誤解を招くような編集が、牛畜産農家らによる困難な証明の対象となっている。連邦地裁と同様に、我々は牛畜産農家らが、同法に基づく賠償責任を課すにあたって必要な重要な事実に関する証明責任を果たせていないと考えている¹¹²⁾。

Lyman を極端な活動家だと非難するなかで、原告側が問題にしている虚偽の言明というのは、(1)「狂牛病の前では AIDS だって風邪のようなもの」と述べたこと、(2) アメリカ政府はイギリスと同様に国内での狂牛病の蔓延を防ぐための実質的措置を講じることに失敗している旨を述べたことの 2 つである。しかし、「番組放送の時点で、Lyman の意見の基礎にある事実——アメリカにおいて反芻類由来の飼料を反芻類に与える慣行が存在し続けていること——は真実であった。反芻類由来の飼料を反芻類に与える慣行は、自主規制が求められてはいたものの一部で続けられており、このことは Dr. Weber も認めている。こうした事実に基づき Lyman は、狂牛病がこの国でも存在していて発見される可能性があり、アメリカの牛肉を食べる人々の生活が危険に晒される可能性があるという信念を抱いていた。狂牛病と AIDS を比較する彼の言明は大袈裟なものであって、番組内でも Winfrey に「極端な」発言だと指摘されていた。ただ Scalamandre 判決で本法廷が述べたように、「誇張することと名誉を毀損することは同じではない」¹¹³⁾。……Lyman の意見は、強烈な言い方ではあったものの、真実かつ確立された事実に基づいていたもので、修正 1 条のもとでは訴訟で争えない言明である¹¹⁴⁾。Lyman の 2 つの言明は、どちらも証明可能な虚偽の事実に関する含意を含んではおらず、また両方とも事実として正確な前提に基礎を置くものであった¹¹⁵⁾。同様に、「Oprah Winfrey Show の編集者は未編集版の冗長な部分をカットするように指示したが、それは最終的な放

送のためのより短い尺に合わせるために必要なことである」¹¹⁶⁾。議論のやり取りや英国とアメリカのあいだの違い等をカットする編集はあったが、「実際の放送においては、Dr. Weber と Dr. Hueston が Lyman の議論に反論しており、アメリカが行ってきた BSE の流入を防ぐ措置が紹介され、アメリカの牛肉の相対的な安全性に関する説得力のある議論が示されていた。……牛畜産農家の異議は、とどのつまり「危ない食べ物」特集がアメリカの牛肉産業に最も好意的な観点から狂牛病問題を扱っていないというものである。そうした議論は認められ得ない」¹¹⁷⁾。

4. 考 察

これまでみてきたとおり、農作物信用毀損法は動物保護団体の活動ではなく、食の安全にかかる活動を特に問題視して定められた州法であった。とはいえ、動物保護団体の活動と言論の自由について考察する本稿の関心からすると、こうした州法が適用された数少ない事例の 1 つである Winfrey 判決で争われた言明が、動物保護団体に属する活動家 (Lyman) によってなされたものだったのは、目を引く事実である。これは農作物信用毀損法が動物の倫理的な取扱いに関する言論への萎縮効果をもたらすとする見方¹¹⁸⁾を傍証しているともみることできるかもしれない。

また、Winfrey 判決の原審は、テキサス州の農作物信用毀損法が現実の悪意の法理すら超える厳格な主観的要件を定めているとし、控訴審も「既に採用されている最も厳格な基準をさらに飾り立てるために修正 1 条が保障する言論の自由条項を持ち出す必要性はない」として、当該州法が厳格な基準を打ち立てているとの方向での解釈を採用した。

こうした論理構造は、農作物信用毀損法のきっかけとなった Auvil 判決が、コモンロー上の信用毀損法の主観的要件と、憲法的名誉毀損法理の求める主観的要件をオーバーラップさせて論じたこ

と¹¹⁹⁾とよく似ている。Winfrey 判決は、コモンロー上の要件をオーバーライドしようとした立法者意図を、司法府が合憲限定解釈的な手法で退けたものともみることができる。農作物信用毀損法の違憲性を指摘する学説では、確立された科学的事実に沿っていない意見が虚偽の言明とされ、損害賠償請求の対象となる可能性も指摘されていた¹²⁰⁾が、Winfrey 判決は Milkovich 判決¹²¹⁾に目配りしつつ、科学者と異なる意見をもつ Lyman の言明をも虚偽とはいえないと結論している。

被上訴人たる被告の側がテキサス州の農作物信用毀損法の合憲性に関する主張を行っていないため、Winfrey 判決は同法の合憲性については何も述べない。しかし、食の安全に関する表現がもつ価値を認め、同法の適用範囲を慎重に確定しようとする姿勢からは、裁判所が同法の合憲性に抱く懸念が垣間見えるものと言えよう。

IV 潜入調査 (undercover investigation) と修正 1 条 — Ag-Gag Law

ここまでみてきたように、アメリカの裁判例では、動物保護団体による直接行動に対する法規制が合憲だと認められている。その一方で、公的関心事に属する情報の公開から生じる損害賠償については、賠償を求める原告の側に非常に高いハードルを設定しており、動物保護団体による動物実験や畜産農家への批判も、他の公的関心事にかかる言明と同様に修正 1 条のもとの保護を受ける。両者はそれぞれ違法な抗議活動の禁止と適法な抗議活動の保障と捉えられるが、するとこの中間に位置する活動、すなわち動物関連業への批判の前提となる情報を入手する過程で、一定のプライバシー侵害等を伴う場合、こうした動物保護団体の活動は憲法上どこまで保護されるだろうか。

この点、畜産動物や実験動物の解放や動物福祉の向上を求めるアメリカの動物保護運動では、従来から潜入調査の手法が多く活用され、注目を集めてきた。動物保護の活動家やジャーナリストは、

嘘をついて働き口を得る等して実験施設や畜産農家に潜入し、無断で映像を撮影し、これをインターネット等で公表する。動物保護団体による潜入調査はたびたび成功をおさめ、これが動物虐待罪のもとでの訴追や製品のリコール、動物福祉の向上を定める州法制定の動きに繋がることもあった¹²²⁾。こうした手法は、動物関連業に対するテロ行為禁止法の制定をはじめとした直接行動に対する厳罰化が進むにつれて、相対的に重要性を増しているとも言われている¹²³⁾。

しかしながらこうした動物保護団体の潜入調査の成功は、農業の盛んな州において、動物保護団体の潜入調査を犯罪として禁止する州法の制定を促すことになった。動物保護団体らから「Ag-Gag Law」と呼ばれて批判されるこうした州法は、現在およそ 10 州で制定されており¹²⁴⁾、畜産農業施設での撮影行為や、畜産農業施設への立ち入り許可なし職を得る際に嘘をつく行為を犯罪としている。Ag-Gag Law は動物保護団体らから修正 1 条に反するのではないかと批判を受けており、このうち 5 つの州法に対しては、実際に違憲の宣言と執行差止めを求める訴えが提起されている¹²⁵⁾。

そこで以下では、連邦地裁レベルでの判断が分かれるなか、連邦控訴審としてこの争点に初の実体判断を下した *Animal Legal Defense Fund v. Wasden*¹²⁶⁾ について検討を行う。

1. 動物保護団体による潜入調査と修正 1 条 — *Animal Legal Defense Fund v. Wasden*, 878 F.3d 1184 (9th Cir. 2018)

(1) 事 実

2012 年、動物保護団体である *Marcy for Animals* は、自らの素性を隠しながらアイダホ州の酪農牧場で従業員としての地位を得たうえ、そこで行われている動物虐待の様子を秘密裏に撮影した。これをまとめた動画はインターネット上で公開され、アメリカで国民的議論を巻き起こした。酪農牧場のオーナーはカメラに写っていた従業員を解雇し、

内規を見直し、動物福祉の監査をする等して騒動に対処した。地方当局も捜査に乗り出し、従業員の中の1人は動物虐待の罪で有罪となった。

こうした一連の騒動をきっかけとして、2014年2月、アイダホ州議会はアイダホ州で経営を行う農家を守るために「農業妨害行為（interference with agricultural production）」を犯罪とする州法を制定した。アイダホ州法§18-7042によると、以下の行為を故意に行った者は農業妨害の罪に問われる¹²⁷⁾。

(a) 農業施設で雇用されていない者が、脅迫、詐称（misrepresentation）あるいは不法侵入（trespass）によって農業施設に立ち入ること。(b) 暴力、脅迫、詐称あるいは不法侵入によって農業に関する記録を入手すること。(c) 農業施設の業務、家畜、作物、オーナー、従業員、設備、建物、土地、業務上の利益あるいは顧客に経済的損害あるいはその他の損害を引き起こそうという目的で、暴力、脅迫、あるいは詐称によって農業施設の従業員としての地位を得ること。

2014年3月、本件の原告である動物保護団体のAnimal Legal Defense Fund（以下、ALDF）は、アイダホ州の司法長官Lawrence Wasdenに対して、執行の差止めと違憲の宣言を求める訴訟を提起した。原告らは、アイダホ州法§18-7042が潜入調査の手法を用いたジャーナリストの活動や従業員による公益通報等を犯罪とすることは、現代の農業に関する公的議論を抑制し、合衆国憲法修正1条に反すると主張している。

アイダホ州連邦地方裁判所のWinmill 首席裁判官は、ALDFらの主張を認め、§18-7042が修正1条の言論の自由条項に反し、違憲であると判断した。アイダホ州側が上訴。

(2) 判 旨

第9巡回区控訴審裁判所のMcKeown 裁判官は原審の判断を一部認容、一部棄却した。

「我々の論旨は、修正1条と嘘（false speech）の問題に取り組んだUnited States v. Alvarez¹²⁸⁾の

最高裁判所の決定によって組み立てられている。結論を述べると、アイダホ州がある産業の施設に立ち入るための嘘を禁止していること（§18-7042 (1) (a)）……は修正1条のもとで保護される言論を規制するものであって、憲法上の審査を耐えることができない。一方で、United States v. Alvarezによると、アイダホ州が資料を得たり仕事に就いたりするために行う詐称を犯罪とすること（§18-7042 (1) (b)-(c)）は、修正1条のもとで保護される言論を侵害するものではない……¹²⁹⁾。「我々はジャーナリストが農業に関する暴露記事のための調査を行い、これを公表する憲法上の権利をもつかどうかについて慎重な立場に立つ。食の安全と動物虐待に関する問題は重要な公的意義を有する。しかしながら、修正1条に基づいた合法的な範囲でニュースを収集する権利は、ジャーナリストを一般的に適用可能な法（generally applicable laws）から免除するものではない。こうした理由から、憲法上の限界の範囲にある規定を維持し、保護された言論を侵害する規制を無効とする」¹³⁰⁾。

「Alvarez 判決¹³¹⁾において、最高裁判所は軍功詐称禁止法¹³²⁾に対する違憲審査を行った。この法律は、話し手が米国名誉勲章を授与されたと嘘をつくことを犯罪とするものである。Kennedy 裁判官の相対多数意見（首席裁判官、Ginsburg 裁判官、Sotomayor 裁判官が同調）並びにBreyer 裁判官の結論同意意見（Kagan 裁判官が同調）は、軍功詐称禁止法がこうした嘘を一律に禁止することが、修正1条によって保護される言論に対する容認し難い制限を構成すると結論付けた¹³³⁾。……米国名誉勲章を受け取ったと述べるだけのそれ以上の意味など何もない嘘が、保護された言論であるかを検討するにあたって、相対多数意見と結論同意意見は「嘘が保護されない推定を受ける一般のカテゴリーのなかに含まれるべきであるという考えを否定した¹³⁴⁾」。……しかしながら、Alvarez 判決の相対多数意見も結論同意意見も、嘘が常に修正1条のもとで保護されるとは述べていない。むしろ

相対多数意見の基本的な枠組に従うなら、嘘は(1)「実利実益(“material gain” or “material advantage”)」を得る目的でなされる場合、あるいは(2)こうした嘘が「法的に認められる害悪(legally cognizable harm)」を生じさせる場合に犯罪とすることができる¹³⁵⁾。結論同意意見は嘘を犯罪とする制定法には一律に特定あるいは有形の損害の証明が求められるとしている¹³⁶⁾。したがって、我々は最高裁判所によって挙げられた種類の嘘に注意を向ける——つまり、実利実益のためになされた嘘か、あるいは害悪を生じさせる嘘かである¹³⁷⁾。

McKeown 裁判官はこうした判断枠組のもと、施設への立ち入るための嘘の禁止規定(a)を違憲とし、資料を得たり仕事に就いたりする際の嘘の禁止規定(b)-(c)を合憲とした。

2. 考 察

Wasden 判決は、アイダホ州の Ag-Gag Law が潜入調査活動の際に用いられる嘘を犯罪とする点に着目して、この嘘が保護される言論にあたるかを検討している。嘘が保護されない場合としては、Alvarez 判決¹³⁸⁾を参照しつつ、(1)嘘が「実利実益」を得る目的でなされているか、(2)嘘が「法的に認められる害悪」を生じさせる場合を挙げている。

こうした判断枠組のもと、雇用されるための嘘を禁止する(c)条項は、保護範囲外にある実利実益を得るためになされる嘘を犯罪とするもので、合憲とされている。しかし、判決は次のようにも述べる。曰く、(c)条項を合憲とすることは「あらゆる潜入調査員が経歴を詐称したうえで、雇用主を傷つける目的をもちながら働いていることを意味しない。それは証明を要する決定的要素である」¹³⁹⁾。こうした判示からは、McKeown 裁判官が(c)条項を維持しつつも、本法のもとで訴追されない嘘によって雇用を得ることで、適法な潜入調査活動が成立しうる余地を認めていることがうかがえる。

したがって Wasden 判決において「実利実益を得る目的」や「法的に認められる害悪」といった概念は、嘘が修正1条によって保護されるかという議論を媒介とし、潜入調査が適法なものか違法なものかを区別する分水嶺として機能している¹⁴⁰⁾。McKeown 裁判官によれば、平穏な態様での他人の土地への立ち入りそれ自体は、法的に認められる害悪を生じさせない。また、撮影した内容の公表から生じる経済的損失もこうした害悪に数えられない。そのため、平穏な立ち入り等を伴う場合でも、重要な公的意義をもつ「食の安全と動物虐待に関する」情報を得るための潜入調査は、憲法上の保護を受けるとされている。

V おわりに

本稿では、動物保護団体の活動の限界につき、これを直接行動、批判、潜入調査の3つの段階に分けて検討してきた。それぞれの段階において修正1条に関する異なる法理が用いられているが、これらを俯瞰して検討すると、抗議活動の限界を画する一貫した理解も現れてくる。例えば、Johnson 判決で主張された「無形の損害」のみを生じさせる抗議活動は適法であるという判断枠組は、Wasden 判決が Alvarez 判決を通じて構築した「実利実益を得る目的」や「法的に認められる害悪」の有無を問う判断枠組と酷似している。そして、おそらくここで「法的に認められる害悪」にあたらぬ「無形の損害」のコアイメージとして名誉権の侵害があり、これは憲法的名誉毀損法理が「現実に被った損害」以外の賠償にあたって、原告が私人であっても現実の悪意の証明を要求することとも重なってくるのだろう。このことは、修正1条のもとで形成される様々な法理が、少なくとも本稿が検討する限りで、保護しようとする言論の範囲を一にしていることを示唆している。本稿でのここまでの検討を踏まえれば、アメリカにおける動物保護団体の抗議活動は、名誉権や平穏な態様での土地への立ち入りといった無形の損

害や真実の情報の公開から生じる経済的損失以外の、有形の損害を生じさせない限り、適法なものとされる。

また、修正1条のもとで動物保護団体らの活動が問題となった数多くの事例において、「動物の人道的な取扱い」が「公的関心事」にあたるとされている点も重要である。それぞれの判決中ではこれを根拠に、動物保護団体の活動が憲法的名誉毀損法理のもとでの保護を受け、その他法理のもとで一定の重み付けをされている。アメリカの裁判例においてある争点が「公的関心事」にあたとされることの理論的・体系的意味は必ずしも明らかでない¹⁴¹⁾が、もしこれが修正1条によって維持される政治過程を通じて国家が特に取り組むべき政策課題を意味するのであれば¹⁴²⁾、憲法上動物保護につき明文の定めを置かないアメリカにおいても¹⁴³⁾、動物の人道的な取扱いは、私人の財産やプライバシーの制限を正当化するだけの憲法上の客観的価値を獲得しつつあると言えるのかもしれない。

アメリカと同様、日本も動物保護に関する憲法レベルの規範をもたず、動物の福祉を確保するための法規制もまた発展途上にある¹⁴⁴⁾。従来の日本の憲法学は動物を保護するための憲法上の権利の制約に慎重な態度を示していた¹⁴⁵⁾が、近年ではこうした憲法上の権利と動物保護の衝突を和解させようとする試みもされつつある¹⁴⁶⁾。動物保護団体の在り方に日米での違いはあれど、日本においても、より協調的な形で動物保護団体が政策形成に参加することが期待される¹⁴⁷⁾のであり、アメリカの動物保護活動と言論の自由法理の展開は、日本の今後の動物保護法制を考えていくうえでも一定の価値を有すると言えるだろう。

1) 野生動物法の側から動物法との違いに言及するものとして、高橋満彦「野生動物法・Wildlife Lawの諸目的に関する考察」比較法学50巻3号(2017年)155頁。

- 2) 運動当事者の視点から動物法領域成立の歴史を振り返るものとして、Joyce Tischler, *The History of Animal Law, Part I (1972-1987)*, 1 Stan. J. Animal L. & Pol'y (2008), *A Brief History of Animal Law, Part II (1985-2011)*, 5 Stan. J. Animal L. & Pol'y (2012).
- 3) 運動内部では「動物の権利運動 (animal rights movement)」と「動物福祉運動 (animal welfare movement)」とは峻別されるが、アメリカの判例テキストのなかでは両者が厳密に区別されないことも多い。
- 4) 代表的なものとして、Kathy Hessler, Joyce Tischler, Pamela Hart, Sonia Waisman, *Animal Law-New Perspectives on Teaching Traditional Law: A Context and Practice Casebook*, Carolina Academic Press (2017).
- 5) 代表的なものとして、Pamela Frasch, Katherine Hessler, Sonia Waisman, *Animal Law in a Nutshell*, 2nd ed., West Academic Publishing (2016).
- 6) Larry T. Garvin, *Constitutional Limits on the Regulation of Laboratory Animal Research*, 98 Yale L. J. 369 (1988).
- 7) Animal Welfare Act 7 U.S.C. §§2131-2159.
- 8) Frasch, Hessler, Waisman, *supra* note 5, at 388.
- 9) 7 U.S.C. §2132 (g).
- 10) 動物福祉法上の「動物」の定義をめぐっては、Animal Legal Defense Fund v. Madigan, 781 F. Supp. 797 (D.D.C. 1992), Animal Legal Defense Fund v. Espy, 23 F.3d 496 (D.C. Cir. 1994), Animal Legal Defense Fund v. Glickman, 154 F.3d 426 (D.C. Cir. 1998) 等。動物福祉法は動物保護団体らに出訴権を認めていないため、これらの訴訟の多くでは動物保護団体のスタンディングが争われている。
- 11) 動物の権利運動に批判的な立場から動物保護団体の活動を整理するものとして、James Ottavio Castagnera, *All Species are Created Equal? -The Legal and Illegal Efforts of Animal-Rights Activists to Secure Lower-Order Civil Rights and Liberties*, 4 Homeland Security Rev. 13 (2013).
- 12) 7 U.S.C. §2143 (a) (2).
- 13) Pub. L. 102-346, 106 Stat. 928 (1992) (codified as amended at 18 U.S.C. §43 (2006)).
- 14) 18 U.S.C. §43 (d) (1) (A)-(C).
- 15) Pub. L. 107-188, 116 Stat. 681 (2002) (codified as

- amended at 18 U.S.C. §43 (2006)).
- 16) 18 U.S.C. §43.
 - 17) Odette J. Wilkens, *The Animal Enterprise Terrorism Act: An Unjust Law and The Case for Repeal*, 54 S. Tex. L. Rev. 535 (2013) at 536.
 - 18) 18 U.S.C. §43 (a).
 - 19) See, Odette, *supra* note 17; Michael Hill, *United States v. Fullmer and the Animal Enterprise Terrorism Act: True Threats to Advocacy*, 61 Case W. Res. L. Rev. 981 (2011); Kimberly E. McCoy, *Subverting Justice: An Indictment of the Animal Enterprise Terrorism Act*, 14 Animal L. 53 (2007).
 - 20) 18 U.S.C. §43 (2002).
 - 21) 18 U.S.C. §2261A (1) (2000).
 - 22) 47 U.S.C. §223 (a) (1) (C).
 - 23) 584 F.3d 132, at 151.
 - 24) *United States v. Stevens*, 533 F.3d 218, 249 (3rd Cir. 2008).
 - 25) 584 F.3d 132, at 152.
 - 26) *Id.*, at 153.
 - 27) *Id.*
 - 28) *Id.*
 - 29) See, e.g., *Terminiello v. Chicago*, 337 U.S. 1, 4, 69 S. Ct. 894, 93 L. Ed. 1131 (1949) (言論は「居心地悪くさせるとか人々を怒らせるような場合に最もうまく高次の目的に資する」ものだ」と判示している).
 - 30) 395 U.S. 444, 89 S. Ct. 1827, 23 L. Ed. 2d 430 (1969).
 - 31) *Id.*, at 447.
 - 32) *Watts v. United States*, 394 U.S. 705, 708, 89 S. Ct. 1399, 22 L. Ed. 2d 664 (1969).
 - 33) *Id.* (被告の言葉は「文脈に照らすと」、ただ単に「未熟で攻撃的な」政治的言明の手段でしかなく、真正銘の脅迫を構成するものではないと判示している).
 - 34) 584 F.3d 132, at 154.
 - 35) *Id.*, at 155.
 - 36) *Id.*, at 156.
 - 37) *Id.*
 - 38) 18 U.S.C. §48 (a) (2) (A), (C).
 - 39) 被告人らはこれに加えて、動物関連業に対するテロ禁止法が財産的損害を起こすだけの者に「テロリスト」というレッテルを張ることが実体的デュープロセスの権利を侵害するという主張も行ったが、イリノイ州北部地区連邦地方裁判所は、連邦議会にはテロリストという語を選択する合理的理由があり、被告人の実体的デュープロセスの権利には反しないとした。
 - 40) 875 F.3d 360, at 365.
 - 41) *United States v. Rogers*, 755 F.2d 533, 542 (7th Cir. 1985) (internal quotation mark omitted).
 - 42) 875 F.3d 360, at 365.
 - 43) *Id.*, at 366-367.
 - 44) *Id.*, at 367.
 - 45) *Id.*
 - 46) *Id.*
 - 47) *Bell v. Keating*, 697 F.3d 445, 455 (7th Cir. 2012).
 - 48) 875 F.3d 360, at 370.
 - 49) *Id.*
 - 50) *United States v. Coscia*, 866 F.3d 782, 794 (7th Cir. 2017).
 - 51) 875 F.3d 360, at 370.
 - 52) *Id.*
 - 53) *Id.*, at 371.
 - 54) *United States v. Sandra*, 82 F.3d 1370, 1376 (7th Cir. 1996) (あるグループは、ある法律に違反するとして、他のグループより頻繁に起訴されることからの憲法上の免除を得ることができない).
 - 55) 875 F.3d 360 at 371.
 - 56) 18 U.S.C. §43 (d) (2) (この法律における「物理的混乱」という語には、動物関連業に関する情報の開示に対する、大衆、政府、動物関連業従業員の適法な反応から生じる場所の一切の適法な物理的混乱を含めない).
 - 57) 18 U.S.C. §43 (e) (1), (2).
 - 58) Odette, *supra* note 17, at 546; Hill, *supra* note 19, at 992..
 - 59) Michael Hill, *The Animal Enterprise Terrorism Act: The Need for a Whistleblower Exception*, 61 Case W. Res. L. Rev. 651 (2010).
 - 60) Hill, *supra* note 19, at 1009-11. また、Odette, *supra* note 17, at 559は Fullmer 判決が英国での傷害事件をもとにしてアメリカの動物保護活動の危険性を判断していると批判する。
 - 61) *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964).
 - 62) この争点をめぐっては、日本でも多くの研究がなされてきている。近年における代表的なものとして、

- 阪本昌成「『現実の悪意』(Actual Malice) ルールの背景にあるもの——民事名誉毀損と表現の自由」近畿大学法学61巻2・3号301頁(2013年), 松井茂記『表現の自由と名誉毀損』(有斐閣, 2013年), 岡根好彦「我が国の名誉毀損法理に関する整理と分析——名誉毀損の表現の憲法上の価値に関する考察を中心として」慶應義塾大学法学政治学論究90号71頁(2011年), 山田隆二『公人とマスメディア』(信山社, 2008年), 初岡宏成「メディアの寡占化と報道の自由」北海道教育大学紀要人文科学・社会科学編59巻1号55頁(2008年), 前田聡「名誉毀損における『相当性理論』の憲法的考察(1)(2・完)」筑波法政38巻339頁, 39号219頁(2005年)等。
- 63) 376 U.S. 254 at 280.
- 64) Curtis Publishing Co. v. Butts, 388 U.S. 130 (1967), Associated Press v. Walker, 388 U.S. 130 (1967).
- 65) Rosenbloom v. Metromedia, Inc., 403 U.S. 29 (1971).
- 66) 418 U.S. 323 (1974).
- 67) Philadelphia Newspapers, Inc. v. Hepps, 475 U.S. 767 (1986).
- 68) Milkovich v. Lorain Journal Co., 497 U.S. 1 (1990).
- 69) Times, Inc. v. Hill, 385 U.S. 374 (1967); Hustler Magazine v. Falwell, 485 U.S. 46 (1988).
- 70) McGill v. Parker, 179 A.D.2d 98 (N.Y. App. Div. 1992).
- 71) See, Gaeta v. New York News, Inc., 62 NY2d 340, 349 (1984); see, also, Chapadeau v. Utica Observer-Dispatch, Inc., 38 NY2d 196, 200 (1975).
- 72) 376 U.S. 254, 270.
- 73) 497 U.S. 1, 110 S. Ct. 2695, 2704, quoting, 418 U.S. 323, 350.
- 74) 179 A.D.2d 98, at 106-07.
- 75) 475 U.S. 767.
- 76) *Id.*, at 776.
- 77) 179 A.D.2d 98, at 108.
- 78) 例えば, Huntingdon Life Sciences, Inc. v. SHAC USA, Inc., Cal. App. 4th 1228 (Cal. App. 4th 2005), at 1246 (「動物実験は広範な公的関心事ないし公的争点の領域に属しており, 動物の権利にかかる活動家の見解は公的議論に貢献している」と述べる箇所でMcGill判決を参照する); Ouderkirk v. People for the Ethical Treatment for Animals, 2007 U.S. Dist. Lexis 29451 (D. M. S.D. 2007), at 53-53 (「他の裁判所もまた動物の人道的な取扱いのなかに公的利益を見出している」と述べる箇所でMcGill判決やHuntingdon Life Sciences判決等が参照される).
- 79) この場合もSLAPP訴訟をめぐる論点は残される。松井, 前掲注62) 403頁以下等。
- 80) 食の安全をめぐる情報提供とリスクの考察という観点から本稿が以下で紹介する農作物信用毀損法の成立と展開を取り上げる研究として, 大林啓吾「情報提供とリスク」同『憲法とリスク』(弘文堂, 2015年) 335頁以下がある。
- 81) David J. Bederman, *Limitation on Commercial Speech: The Evolution of Agricultural Disparagement Statutes*, 10 DePaul Bus. L.J. 169 (1998), at 170.
- 82) *Auvil v. CBS 60 Minutes*, 800 F. Supp. 928 (E.D. Wash. 1992), *aff'd*, *Auvil v. CBS 60 Minutes*, 67 F.3d 816 (9th Cir. 1995).
- 83) See, *National Nutritional Foods Ass'n v. Whelan*, 492 F. Supp. 374 (S.D. N.Y. 1980)
- 84) *Id.*, 800 F. Supp. 928, at 936.
- 85) *Restatement (Second) of Torts* §623A(b); *Ruder & Finn Inc. v. Seaboard Sur. Co.*, 52 N.Y.2d 663, 670-71, 439 N.T.S.2d 858, 862, 422 N.E.2d 518, 522 (1981).
- 86) W. Prosser, *The Law of Torts*, §128, at 920 (4th ed. 1972).
- 87) 800 F. Supp. 928, at 937.
- 88) Bederman, *supra* note 81, at 170.
- 89) David J. Bederman, *Food Label: Litigating Scientific Uncertainty in a Constitutional Twilight Zone*, 10 DePaul Bus. L.J. 191 (1998), at 195-96.
- 90) Ala. Code §6-5-620 (Supp. 1996); Ariz. Rev. Stat. §3-113 (1995); Colo. Rev. Stat. §35-31-101 (1995); Fla. Stat. Ann. §865.065 (1996); Ga. Code Ann. §2-16-1 (Supp. 1996); Idaho Code §6-2001 (Supp. 1996); La. Rev. Stat. Ann. §3: 4501 (Supp. 1995); Miss. Code Ann. §69-1-251 (Supp. 1994); N.D. Cent. Code §32-44-01 (1997); Ohio Rev. Code Ann. §2307.81 (Supp. 1996); Okla. Stat. Ann. tit. 2, §3010 (Supp. 1996); S.D. Codified Laws §20-10A-1 (1995); Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. §96.001 (Supp. 1996).
- 91) Bederman, *supra* note 89, at 196.
- 92) この他にオハイオ州とノースダコタ州は信用を貶められたグループによるclass actionについて規定す

- る。N.D. Cent. Code §32-44-01(1); Ohio Rev. Code Ann. §2307.81 (D).
- 93) La. Rev. Stat. Ann. §4502 (1); Miss. Code Ann. §69-1-253; N.D. Cent. Code §32-44-02; Ohio Rev. Code Ann. §2307.81 (c); S.D. Codified Laws Ann. §20-10A (2); Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. §96.002 (A).
- 94) Ala. Code §6-5-621(1); Okla. Stat. §2-3011 (1).
- 95) Ariz. Rev. Stat. Ann. §3-113 (E) (1); Fla. Stat. ch. 865.065 (2) (a); N.D. Cent. Code §32-44-01(5); Ohio Rev. Code Ann. §2307.81 (B) (2).
- 96) Idaho Code §6-2003 (3).
- 97) N.D. Cent. Code §32-44-02; Ohio Rev. Code Ann. §2307.81 (E); S.D. codified Laws §20-10A-3.
- 98) Bederman, *supra* note 89; Sara Lunsford Kohen, *What Ever Happened to Veggie Libel: Why Plaintiffs Are Not Using Agricultural Product Disparagement Statutes*, 16 Drake J. Agric. L. 261 (2011); Nicole E. Negowetti, *Opening the Barnyard Door: Transparency and the Resurgence of Ag-Gag & Veggie Libel Laws*, 38 Seattle U. L. Rev. 1345 (2015).
- 99) 201 F.3d 680 (5th Cir. 2000).
- 100) Texas Beef Group v. Winfrey, 11 F. Supp. 2d 858 (N.D. Texas, 1998), at 862.
- 101) 376 U.S. 254.
- 102) 11 F. Supp. 2d 858, at 863.
- 103) Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. §96.002 (a) (2).
- 104) Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. §96.001.
- 105) 11 F. Supp. 2d 858, at 863.
- 106) Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. §96.002.
- 107) Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. §96.003.
- 108) 201 F.3d 680, at 687.
- 109) なお、Jones 裁判官の結論同意意見は「テキサス州の農作物信用毀損法のもとで訴訟を提起する原告は、当該制定法の範囲に入るかという入り口の問題として、特定の製品が限定された期間内に「市場価値がなくなるほどに腐って」しまいうるものかどうかを証明する必要がないとすべきである」と述べている。 *Id.*, at 690.
- 110) Tex. Civ. Prac. & Rem. Code Ann. §96.002 (a).
- 111) Peter Scalandre & Sons, Inc. v. Kaufman, 113 F.3d 556, 562 (5th Cir. 1997); *see also* Milkovich v. Lorain Journal Co., 497 U.S. 1, 17-23, 110 S. Ct. 2695, 2705-08, 111 L. Ed. 2d 1 (1990) (修正1条のもとで「意見」がうける保障について議論している).
- 112) 201 F.3d 680, at 688.
- 113) *See* 113 F.3d at 562.
- 114) *See id.* at 564 (「名誉毀損法は、事実に即した理由ある意見と信念を口封じするために、個人を脅迫するものとして用いられるべきではない」).
- 115) 201 F.3d 680, at 688.
- 116) *Id.*
- 117) *Id.*, at 689.
- 118) Mariann Sullivan, *Consistently Inconsistent: The Constitution and Animals*, 19 Animal L. (2013), at 218; Justin F. Marceau, *Ag Gag Past, Present, and Future*, 38 Seattle U. L. Rev. 1317 (2015) at 1324-32.
- 119) 800 F. Supp. 928, at 937.
- 120) Bederman, *supra* note 89, at 213.
- 121) 497 U.S. 1.
- 122) 例えば、2007年にHumane Societyがカリフォルニア州の動物解体施設で行った潜入調査は、当該施設での動物虐待の様子等を明らかにし、アメリカ史上最大規模のリコールを引き起こしたと言われる。また、これを機にカリフォルニア州ではballot initiativeによって動物福祉の向上を定める州法が制定された。 *See*, Humane Soc'y U.S. v. Hallmark Meat Packing Co., 2013 WL4713557 (C.D. Cal. Apr. 20, 2013); Jonathan R. Lovern & Nancy V. Perry, *California Proposition 2: A Watershed Moment for Animal Law*, 15 Animal L. 149 (2009).
- 123) Hill, *supra* note 19; Marceau, *supra* note 118.
- 124) N.D. Cent. Code §12.1-21.1-02 (1990); Kan. Stat. Ann. §47-1827 (1991); Mont. Code Ann. §81-30-101-105 (1991); Iowa Code Ann. §717A.3A (1) (b) (2012); Utah Code Ann. §76-6-112 (2012); Idaho Code Ann. §18-7042 (2014); Miss. Ann. Stat. §578.013 (2012), S.C. Code Ann. §47-21 (2012), N.C. Stat. §99A-2 (2015), Wyo. Stat. Ann. §6-3-414 (2015, amended in 2016).
- 125) Animal Legal Defense Fund v. Otter, 118 F. Supp. 3d 1195 (D. Idaho 2015); Animal Legal Defense Fund v. Wasden, 878 F.3d 1184 (9th Cir. 2018); Western Watersheds Project v. Michael, 196 F. Supp. 3d 1231 (D. Wyo. 2016); Western Watersheds Project v. Michael, 869 F.3d 1189 (10th Cir. 2017); People for the Ethical Treatment of Animals v. Stein, 259 F. Supp. 3d 369 (M.D. N.C. 2017); People for the

- Ethical Treatment of Animals v. Stein, No.17-1669 (4th Cir. 2018) (unpublished); Animal Legal Defense Fund v. Herbert, 263 F. Supp. 3d 1193 (D. Utah 2017); Animal Legal Defense Fund v. Reynolds, LEXIS 38613 (D. Iowa 2018).
- 126) 878 F.3d 1184.
- 127) Idaho Code §18-7042 (1) (a)-(c).
- 128) United States v. Alvarez, 567 U.S. 709 (2012). 評釈として、東川浩二「United States v. Alvarez, 132 S. Ct. 2537 (2012) ——軍の勲功の受賞歴について詐称することを禁止する軍功詐称禁止法は、言論の自由を保障する合衆国憲法第1修正に反するとされた事例」アメリカ法2013-1巻152-158頁(2013年)、井上聡「「嘘をつく自由」は保護されるか：United States v. Alvarez, 567 U.S. (2012) 合衆国最高裁2012年6月28日判決」法律のひろば66巻2号63-72頁(2013年).
- 129) 878 F.3d 1184, at 1190.
- 130) *Id.*
- 131) 567 U.S. 709 (2012).
- 132) Stolen Valor Act, 18 U.S.C. §704.
- 133) 567 U.S. 709 (2012), at 729-30 (plurality opinion); *id.*, at 739 (Breyer, J., concurring).
- 134) *Id.*, at 722 (plurality opinion); *id.*, at 731-32 (Breyer, J., concurring).
- 135) *Id.*, at 723, 719.
- 136) *Id.*, at 734-36.
- 137) 878 F.3d 1184, at 1194.
- 138) 567 U.S. 709 (2012).
- 139) 878 F.3d 1184, at 1201-02.
- 140) 「潜入調査のための嘘」に Alvarez 判決で問題となった「無害な嘘」以上の価値を認めようとする議論として、Alan K. Chen, Justin Marceau, *High Value Lies, Ugly Truths, and the First Amendment*, 68 Vand. L. Rev. 1435-1507 (2015).
- 141) 一般にアメリカの裁判例はいわゆる自己統治理論を採用していると理解される(橋本基弘『表現の自由理論と解釈』中央大学出版部(2014年)11頁以下等)が、阪本昌成『プライバシー権論』日本評論社(1986年)329頁が「連邦最高裁は、自己統治モデルに完全にコミットしているわけではない」と指摘するように、不明確な点も数多く存在している。
- 142) 例えば、尾形健『福祉国家と憲法構造』有斐閣(2011年)32頁では、アメリカにおける福祉国家の展開を考察するなかで、州の福祉立法の権限につき、ニューヨーク州憲法が福祉を「公的関心事(public concerns)」にあたと規定していることが紹介されている。
- 143) 他方で、ドイツでは動物保護が憲法上、国家目標規定として定められている。浅川千尋『国家目標規定と社会権——環境保護、動物保護を中心に』日本評論社(2008年)192-193頁によると、基本法20a条は国家機関に対し、一定のミニマムな動物保護政策を実施するよう義務付けるものとして理解されている。
- 144) 青木人志『日本の動物法[第2版]』東京大学出版会(2016年)212頁。
- 145) 樋口陽一『国法学 人権原論』有斐閣(2004年)67頁、藤井康博「動物保護のドイツ憲法改正(基本法20a条)前後の裁判例——「個人」「人間」「ヒト」の尊厳への問題提起2」早稲田法学会誌60巻1号(2009年)437頁等。
- 146) 例えば、浅川千尋「動物の権利論の覚書——ドイツの動物実験規則を例にして——」天理大学人権問題研究室紀要第20号(2017年)39頁。
- 147) 青木、前掲注144)256-262頁。